

# 猶予制度について

## ～猶予の効果～

- ① 既に差押えを受けている財産がある場合には、財産の換価が猶予される、または差押えが解除される場合があります。※ただし、新たな差押えや交付要求を行うことがあります。
- ② 猶予期間中の延滞金が全部または一部免除されます。

## 1 猶予が不許可となる場合

次のいずれかに該当する場合は、換価の猶予を許可することができません。

- (1) 猶予の要件に該当しない場合
- (2) 強制換価手続が開始された場合（繰上徴収の発生）  
※「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。
- (3) 猶予の審査をするために職員が行う質問に対して回答せず、または帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合
- (4) 不当な目的で猶予の申請がされた場合や、申請が誠実にされたものではない場合
- (5) 差押可能な財産がある場合

## 2 猶予の取消または猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

- (1) 強制換価手続が開始された場合（繰上徴収の発生）
- (2) 分割納付計画のとおり、その分納額を納付期限に納付しない場合
- (3) 担保の変更等の命令に応じない場合
- (4) 猶予を受けている市税以外に、新たな滞納が発生した場合
- (5) 財産の状況等、猶予継続が不適当となったとき
- (6) 虚偽の事実を記載した場合

財産収支状況書は、猶予を受けようとする場合に提出が必要となりますので、正確に記載してください。また、記載内容を証明する書類の添付が必要となりますので、併せて提出してください。

## 提出書類チェック表

≪財産状況≫  <input type="checkbox"/> 預貯等（積立、財形、定期預金、通帳の写し等） <input type="checkbox"/> その他（敷金、保証金、保険証券、通帳の写し等）	≪支出状況≫  <input type="checkbox"/> 家賃（領収書、通帳の写し等） <input type="checkbox"/> 水道光熱費（領収書、通帳の写し等） <input type="checkbox"/> 通信費（電話料金等の支払い明細、通帳の写し等） <input type="checkbox"/> 保険掛金（生命保険、学資保険等の支払い明細、通帳の写し等） <input type="checkbox"/> 医療費（領収書等） <input type="checkbox"/> 教育費（塾の月謝等支払いが確認とれるもの） <input type="checkbox"/> 借入金（住宅・自動車・教育・カード等の債務残高、毎月の返済額、完済予定日が確認できる返済明細等）
≪収入状況≫  <input type="checkbox"/> 給与（直近3ヶ月の給与明細、通帳の写し等） <input type="checkbox"/> 年金（年金証書、通帳の写し等） <input type="checkbox"/> その他（不動産収入、売電料、臨時的収入についても確認できるもの、通帳の写し等）	<input type="checkbox"/> 税金（国税・県税・他市町村税で計画的に納付している税がある際の未納明細及び納付計画書）